

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 岡山県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載） ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 指定居宅サービス事業者の指定 ○ 指定居宅サービス事業者等の指定 ○ 道路の区域変更 【公告】 ○ 一般競争入札の実施 ○ 平成二十八年度定期種畜検査に係る種畜証明書の交付 ○ 土地改良区清算人の退任届 ○ 県営土地改良事業計画の縦覧	文化振興課 健康推進課 〃 障害福祉課 〃 長寿社会課 〃 道路整備課 〃 危機管理課 畜産課 耕地課 〃	目次	
		担当課（室）	
		〇 公共測量の実施	
		〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	
		〃	
		【海区漁業調整委員会】	
		〇 水産動植物の採捕についての指示	
		〃	
		海区漁業調整委員会	
		監理課 建築指導課	

◎岡山県規則第四号

岡山県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立美術館条例施行規則（昭和六十三年岡山県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「使用しようとする日の六月前から一月前までに」を「あらかじめ」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

コープリハビリテーション病院

倉敷市水島東千鳥町一番六〇号

平成二十九年二月一日

◎岡山県告示第六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年二月三日

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

辞退年月日

えがお訪問看護ステーションわけ

和気郡和気町尺所四三八

平成二十九年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

指定年月日

吉松屋薬局月田店

真庭市月田六八二七一

調剤

平成二十九年二月一日

◎岡山県告示第六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十九年二月三日

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

医療法人平野同仁会総合病院津山第一病院 津山市中島四三八

腎臓

更新年月日

平成二十九年二月一日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

平成29年2月3日 岡山県公報 第11860号

◎岡山県告示第六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所 ひなたの家

2 所在地

岡山県備前市穂浪九四一ー ガーデンハイツほなみ一〇二号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

アンビシヤス株式会社

2 所在地

広島県広島市南区松川町二ー四 二F

三 指定年月日

平成二十九年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇七八九

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

なでしこ津山

2 所在地

岡山県津山市鉄砲町一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハートリンクケア

2 所在地

大阪府大阪市中央区南本町一―四―一〇

三 指定年月日

平成二十九年二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二八七

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションはなみずき

2 所在地

岡山県玉野市槌ヶ原一〇六〇―七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成 2 9 年 2 月 3 日 岡山県公報 第 1 1 8 6 0 号

1	名称
	株式会社ほへみ
2	所在地
	岡山県玉野市槌ヶ原一〇九四―四
三	指定年月日
	平成二十九年二月一日
四	介護保険事業所番号
	三三七〇四〇一四六九
五	サービスの種類
	訪問介護
	介護予防訪問介護

◎岡山県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 一八一号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市久米川南字大渡六二二番一地先から 津山市久米川南字於幸開五九八番一四地 先まで	新	一四・〇 四四・〇	一四・〇
津山市久米川南字大渡六二二番一地先から 津山市久米川南字於幸開五九八番一四地 先まで	旧	九・〇 一四・〇	一四・〇

〔二三〕 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

防災情報ネットワーク及び震度情報システム運用保守業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成34年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成28年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第46号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「1建物等の保守管理」、小分類が「4無線通信設備保守」であり、格付区分がAであるものであること。

(2) 平成18年度以降、元請負人として、都道府県が発注した多重無線設備及び衛星無線設備を含む防災行政無線システム点検保守業務の請負実績を有する者であること。

(3) 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第24条の2第1項の登録を受けた保守点検事業者であつて、固定局、基地局、陸上移動局及び地球局の保守点検を行うことができるものであること。

(4) 法第40条第1項第4号の第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士又は電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項第1号の第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者が在籍しており、適宜この公告に示した業務について補助又は支援の体制をとることができる者であること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(6) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(7) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班（岡山県庁4階）

電話（086）226－7238

(2) 申請書の提出期限

平成29年2月17日（金）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県危機管理課防災通信班（岡山県庁4階）

電話（086）226－7294

FAX（086）225－4559

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年2月3日（金）から同月17日（金）まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1) の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ1キログラム未満であるので、注意すること。

なお、入札説明書等のうち、仕様書を除くものについては、岡山県危機管理課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>）からダウンロードすることもできる。

(3) 競争入札参加資格の審査

ア 審査結果の通知

一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書を提出した者について、2(1)から(9)までの要件について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この一般競争入札に参加することができない。

イ 競争入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

競争入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、(1) の場所へ、ファックスにより、競争入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

(4) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとするが、持参が望ましい。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年3月17日（金）午前10時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、平成29年3月16日（木）午後4時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する添付書類を平成29年2月17日（金）午後4時までに、

4 (1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :
Operation and maintenance of disaster information network and seismic intensity information system

(2) Contract period :
From contract date through 31 March, 2022

(3) Fulfillment place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
10 : 30 A.M. Friday, 17 March, 2017

(5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Crisis Management Division
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL 086-226-7294

(二四)家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けた。
平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

種畜証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
31633030001	コヅワルドーW500248	その他	H28. 2. 13	岡山県高梁市			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
31633030002	コヅワルドーW500310	その他	H28. 2. 26	岡山県高梁市			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人岡山農場
11487783165	高美須	黒毛和種	H27. 9. 3	岡山県美作市	北盛栄	たかみず81の1	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11473057690	秋藤花国	黒毛和種	H27. 8. 2	岡山県久米郡 美咲町	第1花国	第11あきふじ	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31633040001	ゴールド コロニーグレス オカヤマ 5 0 0 5 6	バークシヤ ー種	H28. 4. 25	岡山県久米郡 美咲町	ゴールド ミナヨシ ジ トビックス 5 3 7 0 0	コロニーグレス サクラ オカヤマ 4 0 1 7 5	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
31633040002	キャンズデーン ハイランド オカヤマ 1 0 2 0 7	バークシヤ ー種	H27. 8. 19	岡山県久米郡 美咲町	キャンズデーン モアホ ルム オカヤマ 1 0 0 4 5 0	ハイランド キャンズデ ーン オカヤマ 7 0 2 1 5	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
11433532786	幸紀平	黒毛和種	H27. 7. 12	広島県庄原市	幸紀雄	23やすふくひさ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業 団岡山種雄牛センター

11430079277	忠花国	黒毛和種	H27. 10. 21	徳島県吉野川市			級外	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター
10862233035	百合富福	黒毛和種	H27. 11. 2	愛媛県大洲市			級外	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 団岡山種雄牛センター

〔二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があつた。

平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 土地改良区の名称		
綾部土地改良区		
二 退任清算人		
退任清算人氏名	住 所	
内田 克之	津山市綾部一八二〇―一八	
内田 寛志	〃 一七七三	
本名 一	〃 一九三七	
岡田 和雄	〃 一九八一―一	
真木 源	〃 二八三五	
高山幸之輔	〃 二〇五九―一	
真木 正夫	〃 三一〇三―三	
高山 康弘	〃 二二三八―一	
山本 昭夫	下高倉東一九〇	
菅田 勉	草加部一〇四四―六	
岡崎 史郎	〃 三〇二	
保田 幸一	〃 一六一四	
神田 庄一	野村七三	
須江 正信	草加部六二六―一	
勝浦 剛輔	高野本郷二七七七―一	
高山 明	綾部四六一	
高山 実	〃 四〇〇―一	
田口 龍雄	〃 九九二―一	
多胡 裕	〃 一〇〇三	
多胡 潤	〃 八七三	
梶岡勇一郎	〃 一〇四三―六	
吉田 孝	〃 一三七四	

平成29年2月3日 岡山県公報 第11860号

〔二六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第五項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 宝谷新池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 宝谷新池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十九年二月三日から同月二十四日まで

四 縦覧の場所

吉備中央町役場

〔二七〕 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	測 量 期 間
津山市全域（ただし、押湊、荒神山、東田辺、西田辺、加茂町黒木、加茂町倉見、加茂町原口、阿波、奥津川地内を除く。）	公共測量（数値図修正）	平成二十八年八月一日から平成二十九年三月十五日まで

平成29年2月3日 岡山県公報 第11860号

〔二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字下鷺瀬五一二―九、五一二―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二一五八ティファニーD棟二一〇号室

堀尾 亮太

堀尾 なつき

三 許可番号

岡山県指令建指第二五六号

〔二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字三軒地一〇二一―一七、一〇二一―二〇、一〇二一―二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟五一八シテイハイム早島A棟二〇二号室

景山 裕樹

三 許可番号

岡山県指令建指第二五九号

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十八年度第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、備前市日生町地先海面の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

平成二十九年二月三日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 保護区域

次に掲げる点ア及び点イを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

点ア 備前市日生町鹿久居島堤東端に設置した標識

点イ 備前市日生町鹿久居島だん亀南西端

二 小型機船底びき網漁業の禁止区域

1 次に掲げる区域内においては、小型機船底びき網漁業を操業してはならない。

ア 次に掲げる点イ及び点ウを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

点イ 備前市日生町鹿久居島だん亀南西端

点ウ 備前市日生町鹿久居島水の浦西側突端

イ 次に掲げる点ウ及び点エを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

点ウ 備前市日生町鹿久居島水の浦西側突端

点エ 備前市日生町鹿久居島水の浦東側突端

ウ 次に掲げる点オ、点キ及び点クの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線

とによって囲まれた区域（岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十条に規定する区域を除く。）

点オ 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識

点カ 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識

点キ 点オから真方位一五六度見通し線と点カから真方位七八度三〇分見通し

線との交差点

点ク 点カから真方位七八度三〇分見通し線と備前市日生町鹿久居島の最大高

潮時海岸線との交差点

2 次に掲げる区域内においては、小型機船底びき網漁業のうち、あみこぎ網漁業、いかこぎ網漁業、べいかこぎ網漁業、なまここぎ網漁業、自家用餌料びき網漁業、貝けた網漁業及びなまこけた網漁業を操業してはならない。

ア 次に掲げる点オ、点キ及び点クの各点を順次結んだ二直線、備前市日生町鹿久

居島の最大高潮時海岸線及び備前市日生町頭島周辺の最大高潮時海岸線から五〇

メートルの距離の線とによって囲まれた区域

点オ 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識

点カ 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識

点キ 点オから真方位一五六度見通し線と点カから真方位七八度三〇分見通し

線との交差点

点ク 点カから真方位七八度三〇分見通し線と備前市日生町鹿久居島の最大高

潮時海岸線との交差点

イ 次に掲げる点ケ及び点コを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

点ケ 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

点コ 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

三 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

四 指示の有効期間

平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで（三年間）